

報告第3号

自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年3月14日提出

一関市長 佐藤 善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月6日

一関市長 佐藤 善仁

1 損害賠償の額 167,000円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方に損害賠償金として167,000円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 一関市
個人

4 事故の概要

令和5年12月4日午後5時10分頃、一関市字久保地内において、健康こども部少年センターの職員が街頭補導巡回活動のため公用車で市道久保要害線を走行中、道路の幅が狭かったことから対向車両に道を譲るため公用車を道路左脇に寄せて一旦停止し、対向車両の通過後に発進した際、道路脇に設置されていた相手方所有の住宅敷地のフェンスとの距離が十分でなかったため、公用車の左前方部分がフェンスに接触し、破損させる損害を与えた。

5 市の過失割合 100パーセント